

事後審査型制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知 念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 業務名 公設市場設備管理業務委託
- (2) 履行場所 第一牧志公設市場（那覇市松尾 2-10-1）
まちなか公衆用トイレ（那覇市牧志 3-3-4）
宇栄原公設市場（那覇市宇栄原 4-17-9）
- (3) 履行内容 公設市場設備管理業務委託仕様書による。
- (4) 履行期間 2023(令和 5)年 4 月 1 日から 2024(令和 6)年 3 月 31 日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づく建設工事等入札参加資格者名簿の業種「電気」若しくは「管」に登録されていること。または、那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 過去 2 年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。
- (3) 従業員に次の者がいること。
 - ・電気主任技術者 3 名以上
 - ・電気工事士 10 名以上
 - ・建築基準法第 12 条に基づく特殊建築物等の検査を行う検査資格者がいること
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入

札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。

- (5) 那覇市の市税を完納していること。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

3 仕様書等の配布開始日及び配布方法

- (1) 配布開始日 令和 5 年 3 月 10 日（金）
- (2) 配布方法 那覇市なはまち振興課ホームページよりダウンロードしてください。

4 仕様書等に対する質問期間及び回答

- (1) 質問期間 令和 5 年 3 月 10 日（金）～令和 5 年 3 月 14 日（火）
- (2) 質問方法 質問書（市様式）をメールで送信すること。
提出先：那覇市経済観光部なはまち振興課
メールアドレス：K-NAHA001@city.naha.lg.jp
- (3) 回答方法 令和 5 年 3 月 17 日（金）午後 5 時までに那覇市なはまち振興課ホームページに掲載します。

5 入札執行の日時、場所及び入札保証金

- (1) 日 時 令和 5 年 3 月 24 日（金）
午後 2 時 00 分受付開始 午後 2 時 10 分入札開始
- (2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 6 階 会議室 602
- (3) 入札保証金は、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 4 号に基づき免除する。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）
- (3) 使用印鑑を使用する場合にあつては使用印鑑届（市様式）
※市様式は那覇市なはまち振興課ホームページよりダウンロードしてください。

7 落札候補者及び落札者の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が2者以上あるときは、開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。
- (3) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
- (4) 落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする。
- (5) 落札候補者が入札参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、(3)の入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。

8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市なはまち振興課まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札参加資格審査申請書（市様式）
- (2) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (3) 業務実績表（市様式）
- (4) 商業登記簿（履歴事項全部証明書）
- (5) 市町村税完納証明書
- (6) 印鑑証明書
- (7) 所在地確認資料（市様式）
- (8) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (9) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
- (10) 前記2－(3)に掲げる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札
- (4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印又は使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札

- (8) 他の参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした入札
- (9) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (10) 郵送による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付、又は那覇市契約規則（1971 年那覇市規則第 13 号）第 30 条第 1 項第 1 号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

11 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12 お問い合わせ

那覇市経済観光部 なはまち振興課 市場管理グループ
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-863-1750 F A X 098-863-1752